

平成29年度消費者団体教育機能強化事業の再募集について

近年、地球環境、エネルギー・資源問題など、現代社会には消費をめぐる社会問題があり、その中で、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」を形成する必要があります。

については、別添「平成29年度消費者団体教育機能強化事業実施要領」により、地域住民に対して消費者市民社会の形成に係る事業を委託することとしました。当該事業の受託団体を下記のとおり募集しますので、受託希望がありましたら、募集期限までに環境生活総務課消費とくらしの安全室担当者まで実施計画書を提出してください。

事業の内容

- (1) 消費者市民社会の形成に係る啓発イベントの開催
- (2) 消費者市民社会の形成に係る出前授業の開催
- (3) 消費者被害に係る相談会（地域の消費者相談に対する苦情処理・助言等）
- (4) その他消費者市民社会の形成に係る事業

事業実施主体

事業の実施主体は、島根県内で消費者市民社会の形成に係る活動に努めている団体で、次の要件を満たす団体とする。

- (1) 一年以上の活動実績がある団体
- (2) 活動期間に関わらず、消費者市民社会の形成に係る活動実績があると評価できる団体

提出していただくもの

- (1) 消費者団体教育機能強化事業（様式1）
- (2) 事業収支計画書（別紙）
- (3) 団体の目的を記載したもの（設立趣意書、定款、会則等）
- (4) 団体の活動経歴

契約までのスケジュール

募集期限：10月13日（金）必着
事業決定：10月中旬予定
委託契約：10月下旬予定（団体の状況に応じる）

<申込・問い合わせ先>

〒690-0887

島根県松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター5階

島根県環境生活部環境生活総務課消費とくらしの安全室 担当：立花

TEL 0852-22-5103

FAX 0852-32-5918